公益財団法人秋田県学校給食会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県学校給食会と称する。 (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学校給食法に基づき学校教育活動の一環として行われている学校 給食の円滑な実施及びその充実発展に努め、児童生徒の心身の健全な発達に資する とともに、学校給食における食育の推進を支援することにより、県民の健全な食生活の 実現に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 学校給食用物資の安定供給・安全確保に関する事業
 - (2) 学校給食の普及充実及び食育支援に関する事業
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は、秋田県内において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
 - 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
 - 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、あらか じめ理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2 以上の決議を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を 受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると ともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の規程を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する 短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上 の決議を得なければならない。
 - 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額 を算定し、第9条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資産の取 扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員)

- 第13条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179 条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産に よって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定め のあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総 務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の 法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員)につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。 (任. 期)
- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 (評議員に対する報酬等)
- 第16条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
 - 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の規程
 - (4) 定款の変更

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が召集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回 る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達する までの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。 (議事録)
- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した評議員のうち2名の評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事3名以上7名以内
 - (2) 監事2名以内
 - 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係 にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様と する。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相 互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事 についても、同様とする。
- 5 監事は、この法人の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。 (理事の職務及び権限)
- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の 執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任 することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3 分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(相談役又は顧問)

- 第31条 任意の機関として相談役又は顧問を置くことができる。
- 2 相談役又は顧問は、理事会の決議に基づき任期を定めた上で選任し、解任の必要が生じた場合には理事会の決議により解任する。
- 3 相談役又は顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ助言する。
- 4 相談役又は顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(責任の免除又は限定)

- 第32条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。 ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、1万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結 (招集)
- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (定足数及び議長)
- 第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が出席できないときは、理事会において出席した理事の中から選出する。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その 提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意 の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすも のとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上 の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定す る事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第42条に 規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することはできない。
- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる 事項に係る定款の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁へ届け出なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その 他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人 又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

- 第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 役員及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書等
 - (8) 事業報告及び計算書類等
 - (9) 監査報告
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第 10 章 情報の公開

(情報公開)

- 第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
 - 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により 行う。

第 12 章 補 則

(補 則)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行なったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の役員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 理事 太田 徹 佐藤 隆康 杉沼 誠 丸谷 斉子 千葉 良一 畑中 厚
 - (2)監事 田口 幹夫 小野 惠吾

- 4 この法人の最初の代表理事は太田 徹とし、業務執行理事は畑中 厚とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

 鈴木
 正紀
 金平
 裕輔
 河越
 厚子
 菅
 妙子

 工藤
 友子
 佐藤
 真知子
 長澤
 善徳